附則第三項中「前項第三号」を「附則第二項第三号」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

（高等教育局の所掌事務の特例）

3　高等教育局は、第六条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人日本学生支援機構の行う独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十四条第一項に規定する業務に関する事務をつかさどる。この場合において、第五条第十七号及び第三十九条第五号中「関すること」とあるのは、「関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年十月一日から施行する。

（科学技術・学術審議会令の一部改正）

第二条　科学技術・学術審議会令（平成十二年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「企画評価課」を「研究開発戦略課」に改める。

（国立研究開発法人理化学研究所法施行令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「基礎研究振興課」を「基礎・基盤研究課」に改める。

（国立大学法人評価委員会令及び国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「学術機関課」を「大学研究基盤整備課」に改める。

一　国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）第十条ただし書

二　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第一条第三項

（文部科学省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第五条　文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画評価課」を「研究開発戦略課」に改める。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十四日

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月二十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六十一号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第三号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一条の七第三項の表四の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同条第四項の表三の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四十八条の二十九」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表四の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「、第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第六項の表九の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四十八条の二十九」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「、第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第七項中「四の項（一の下に「第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに」を加え、同条第八項の表二の項中「第四十七条の五第二項」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表中九の項を十の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五	第四十八条の二十九の六第一項及び第三項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第八号」を「第四十一条第二項第九号」に改める。

第四条第一項第十九号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項中第四十七号を第五十号とし、第三十三号から第四十六号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第二十九号の次に次の三号を加える。

三十　法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一　法第四十八条の二十九の四の規定により道路標識を設けること。

三十二　法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。